



発行
東京都

目次

96

条 例

- 東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………（戦略政策情報推進本部）…一
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…五
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六

条例のあらまし

●東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第八七号）

- 一 行政運営の簡素化及び効率化をより一層推進するとともに、都民の行政手続等に係る更なる利便性の向上に資するため、所要の改正を行います。
- （一） 題名を「東京デジタルファースト条例」に改めます。
- （二） 情報通信技術を活用した行政の推進に当たり、行政手続等に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすること等を基本原則とするデジタルファーストを旨として行う規定を設けます。

- （三） デジタル化する手続の対象に、要綱等に基づく手続及び指定管理者に係る手続を追加します。
- （四） 情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差に関する規定を設けます。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八八号）

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年六月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八九号）

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年六月一日ほかから施行します。

条 例

東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十七号

東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年東京都条例第四百四十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京デジタルファースト条例

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、都民及び事業者があらゆる活動において先端的な技術をはじめとする情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、デジタルファーストを旨とした情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって都民生活の向上及び都民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条第一号中「、地方公営企業法」を「及び地方公営企業法」に、「及び告示(以下「規則等」という)を「並びにその他の申請、届出その他の手続に係る都の機関等が定める根拠となる規定(次号二に掲げる者にあつては、東京都(以下「都」という)の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る」に改め、同条第二号イ中「東京都(以下「都」という)を「都」に改め、同号に次のように加える。

二 都の公の施設を管理する指定管理者(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)

第二条第三号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第六号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき都の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該都の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける都の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の手続とみなして、この条例の規定を適用する。

第二条第七号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき都の機関等以外の者を經由

して行う処分通知等における当該都の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う都の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の手続とみなして、この条例の規定を適用する。

第十条中「規則等」を「東京都規則」に改め、同条を第十六条とする。

第九条を削る。

第八条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「都の機関等が」を削り、「して行わせ、又は」を「する方法により」に改め、「できる」の下に「都の機関に係る」を加え、「の技術の利用」を「技術を活用した行政の推進」に改め、「、少なくとも毎年度一回」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第二条第二号ハ及びニに掲げる者は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる当該者に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第八条を第十五条とし、第七条を削る。

第六条第一項中「都の機関等は、」を削り、「として」を「が規定されて」に、「規則等」を「東京都規則」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「規定により」を「電磁的記録により」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第二項の場合において、都の機関等は、」を「作成等のうち」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「東京都規則」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第九条とし、同条の次に次の五条を加える。

(適用除外)

第十条 次に掲げる手続等については、第六条から前条までの規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして東京都規則で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の東京都規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等の際に添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、都の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ東京都規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第十二条 都は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

（区市町村との連携等）

第十三条 都は、この条例の施行に当たって、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）との連携及び協力を図るとともに、区市町村が行う情報通信技術を活用した行政の推進を図るための施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

（出資等法人による情報通信技術の利用）

第十四条 都が出資その他の財政支出等を行う法人であつて、知事が定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、出資等法人に係る申請、届出その他の手続に関し、電子情報処理組織（出資等法人の使用に係る電子計算機と当該手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都の機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

第五条第一項中「都の機関等は、」を削り、「として」を「が規定されて」に、「規則等」を「東京都規則」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条を第八条とする。

第四条第一項中「都の機関等は、」を削り、「として」を「その他のその方法が規定されて」に、「規則等」を「東京都規則」に改め、「により、」の下に「東京都規則で定める」を加え、「（都の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の東京都規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第四条第二項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「する書面等」を「する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、都の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報

処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「規則等」を「東京都規則」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として東京都規則で定める場合には、東京都規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）とする。

第四条を第七条とする。

第三条第一項中「都の機関等は、」を削り、「として」を「その他のその方法が規定されて」に、「規則等」を「東京都規則」に改め、「により、」の下に「東京都規則で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「いう。」を使用して行わせる」を「いう。第十四条を除き、以下同じ。）を使用する方法により行う」に改め、同条第二項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等」を「に関する他の条例等の規定に規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、都の機関等は、」を「申請等のうち」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の下に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の」を加え、「規則等」を「東京都規則」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により手数料の納付の方法が規

定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて東京都規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうち第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として東京都規則で定める場合には、東京都規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。

第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（基本原則）

第三条 情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、手続等及びこれに関連する都の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることとし、あわせて、手続等に係る関係者が相互に連携することにより、当該手続等に係る情報を共有して当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。こと及び手続等を一括して行うことができるようにすることを基本原則とするデジタルファーストを旨として行われなければならない。

（推進計画）

第四条 知事は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る都の機関（第二条第二号イ及びロに掲げるものをいう。以下同じ。）の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針

三 対象となる手続等の範囲

四 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

3 知事は、推進計画を定めるに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

（都の機関等による情報システムの整備等）

第五条 都の機関は、推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第三項において「情報システムの整備等」という。）を実施しなければならない。

2 都の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 都の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムの整備等に係る手続等及びこれに関連する都の機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うものとする。

4 第二条第二号ハ及びニに掲げる者は、前三項の規定に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を実施するよう努めるものとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京デジタルファースト条例（以下「新条例」という。）

第六条及び第七条の規定は、施行日以後に行われる申請等（新条例第二条第六号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、施行日前行われた電子情報処理組織による申請等（こ

の条例による改正前の東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第二条第六号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第二条第七号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第五条又は第六条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第八条又は第九条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（職員の旅費に関する条例の一部改正）

4 職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第十三条の二中第五項を削り、第六項を第五項とする。

（東京都民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

5 東京都民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十八年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び同条第九号ただし書中「東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「東京デジタルファースト条例」に改める。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十八号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第六百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項を次のように改める。

<p>一 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)及び統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務であつて法第二条第四項に規定する基幹統計である建設工事統計に係る事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第十四条の規定による統計調査員に対する指揮監督並びに当該統計調査員に対する報酬及び費用弁償の交付</p> <p>ロ 政令別表第二 八の項下欄第二号の規定による調査票の配布に関する事務、同欄第三号の規定による調査票の取集に関する事務、同欄第四号の規定による調査票の審査に関する事務及び同欄第六号の規定による調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>	各特別区
--	------

第二条の表二十四の二の項中「であつて法第十八条の十五第一項に規定する特定工事に係る事務」を削り、同項イ中「第十八条の十五第一項」を「第十八条の十七第一項」に改め、同項ロ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八」に改め、同項ハ中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同項ニ中「徴収」の下に「(解体等工事に係る建築物等の状況又は特定粉じん排出等作業の状況に関するものに限る。)」を、「立入検査」の下に「(解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場又は解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所等に係るものに限る。)」を加え、同表四十四の項中「ヌに」を「ヲに」に改め、同項イ中「次に掲げる営業」を「政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業」に、「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、(1)から(6)までを削り、同項ロ中「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に改め、同項ハ中「第五十四条」を「第五十九条」に、「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、同項ニ中「第六十二条第三項」を「第六十八条第三項」に、「第五十四条」を「第五十九条」に改め、同項ル中「ヌ」を「ヲ」に改め、同項中ルをヲとし、ヌをヲとし、リをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 省令第七十一条の二の規定による知事に対して行うべき廃業の届出の受理

第二条の表四十四の項中「第七十条第一項」の下に「(法第五十七条第二項において準用する法第五十六条第二項の規定を含む。)」を加え、「許可営業者の」を削り、同項チの次に次のように加える。

リ 省令第七十条の二の規定による知事に対して行うべき営業の届出の受理

第二条の表四十四の二の項を削り、同表四十五の項を次のように改める。

四十五 削除

第二条の表四十六の項チ(8)中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

附則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表一の項の改正規定 公布の日
- 二 第二条の表二十四の二の項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十九号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和二年十月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十九号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第百七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項を次のように改める。

<p>一 統計法(平成十九年法律第五十三号。以下この項において「法」という。)及び統計法施行令(平成二十年政令第三百三十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務であつて法第二条第四</p>	各市
---	----

項に規定する基幹統計である建設工事統計に係る事務のうち、次に掲げるもの

- イ 法第十四条の規定による統計調査員に対する指揮監督並びに当該統計調査員に対する報酬及び費用弁償の交付
- ロ 政令別表第二 八の項下欄第二号の規定による調査票の配布に関する事務、同欄第三号の規定による調査票の取集に関する事務、同欄第四号の規定による調査票の審査に関する事務及び同欄第六号の規定による調査票への必要な事項の記入に関する事務

第二条の表十六の二の項中「粉じんに関する規制に係る」を削り、同項イ中「第十八条の第十五第一項」を「第十八条の第十七第一項」に改め、同項ロ中「第十八条の十六」を「第十八条の十八」に改め、同項ハ中「第十八条の十九」を「第十八条の二十一」に改め、同項ニ中「徴収」の下に「（解体等工事に係る建築物等の状況又は特定粉じん排出等作業の状況に関するものに限る。）」を、「立入検査」の下に「（解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場又は解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所等に係るものに限る。）」を加える。

第二条の表二十九の六の三の項及び二十九の六の四の四の項を次のように改める。

二十九の六の三及び二十九の六の四	削除
------------------	----

附則

この条例は、令和三年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表一の項の改正規定 公布の日
- 二 第二条の表十六の二の項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

